

(33) 難航する地球温暖化対策基本法案

第 174 回通常国会で提出が予定された法案に地球温暖化対策基本法案がある。しかし、基本法であるにもかかわらず十分な議論は展開されていない。2009 年 12 月のコペンハーゲンの COP15 で「ポスト京都」の道筋を決められなかったこともあり、我が国だけでなく、アメリカ合衆国も足踏み状態となっている。

まず、2020 年までに温室効果ガスを 1990 年比で 25%、2050 年までに 80%削減するという基本原則に、「公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提」が付いている点に関して、NPO 等から基本法に趣旨が明確でないと指摘されている。

また、同法は、国内排出量取引制度の創設、地球温暖化対策税(環境税)の実施、再生可能エネルギーの固定価格、全量買取方式の導入を基本的施策にしているが、ここでも賛否両論がある。排出量取引については、キャップ&トレード方式に対して、石油や鉄鋼などの産業が生産量あたりの排出量の上限方式(排出原単価方式)を主張しており、排出量の上限設定を主張する法案と対立している。排出量上限方式では、今後増加する予定の環境産業にも適用されれば成長戦略に反するといった意見等も見られ、反対に、原単価上限方式は COP15 で提唱された中国と同じ方式で、総量を減らすことはできないという意見もある。政府が検討しているロードマップ(工程表)との関連では、再生可能エネルギー買い取りで、太陽光発電の普及を現在の 3%(1 次エネルギーに占める比率)から 2020 年に 7%に引き上げると、民間負担は 8227 億円、国民一人当たり 7000 円弱(1 ヶ月で約 600 円)になると経済産業省が試算しており、買い取り制度の難しさが指摘されている。経産省は、エコポイントへの補助金、原発への補助金等となぜ比較しないのであろうか。反対に、NPO は 2020 年までに 20%への引き上げを主張して対立している。

なお、民主党の地球温暖化対策基本法案に、労働組合の連合も国民負担について合意が得られていないとして慎重な態度をとっている。また、原子力発電についても配慮されていないという意見もある。前途多難である。

以上